

(第15号議案)

中野区職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては、中野区教育委員会。以下同じ。)に別記様式による宣誓書を提出してからでなければその職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓書を提出する前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>第3条 (略) 附則 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条 (略) (職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては、中野区教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。但し地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>第3条 (略) 附則 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>